議 長 日程第4「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」 を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改定をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

参事兼総務課長 それでは、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 につきまして御説明させていただきます。

> 今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給 与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をするものでございます。

> 本年の給与改定につきましては、ボーナスの引上げがされております。民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引き上げ分0.1か月分を期末手当で0.05か月分、勤勉手当で0.05か月分引き上げるものであります。施行期日の違いから、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では期末手当と勤勉手当について、6月と12月の年2回の支給でございますが、6月は既に支給済みですので、12月の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げ、期末手当は1.275か月、勤勉手当は1.075か月に改めるものでございます。また、一般職員給料表においても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差2.76%の解消を図るため、新採用職員の初任給を引き上げるほか、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うものでございます。

また、第2条につきましては、来年度の期末手当と勤勉手当においても、例7年4月1日からの分としまして、6月と12月に均等になるよう、0.025か月分ずつ配分し、0.1か月に改めるものでございます。

それでは、議案をもとに御説明をさせていただきます。議案の7枚目、参考資料でございます。松田町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。左が改正案、右が現行でございます。参考資料1でございます。よろしゅうございますか。まず初めに1ページ目の第20条は、期末手当の規定でございます。第2項については、職員の期末手当基礎額に乗じる率を、現行の100分の122.5から100分の127.5に改めるものでございます。第4項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定についての適用でございますが、こちらを100分の127.5を100分の71.25に改めるものでございます。

続きまして、第21条は勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の102.5から100分の107.5 に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎率に乗じる率を現行の100分の48.75から100分の51.25に改めるものでございます。別表第1 (第3条関係) 一般職員給料表1/2は、2ページ中段からですね、8ページ中段まで、こちらが1級から4級まで及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。

また、8ページ中段でございます。一般職員給料表2/2は、8ページ中段から14ページまでを5級から8級の給料表及び定年前再任用短時間勤務職員の給料を改正しております。

それから、14ページでございます。14ページの下段からは、別表第2(第3条関係)といたしまして、医師の給料表は14ページから19ページまでで給料表及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表を改正しております。(私語あり)よろしいですか。(「退席します。」の声あり)

議 長 どうぞ。

参事兼総務課長 次ページの20ページをお願いいたします。20ページは、松田町の給料に関する条例の一部を改正する条例第2条関係でございます。20ページの第20条、期末手当の規定でございますが、第2項については、職員の期末手当基礎額に乗

じる率を現行の100分の127.5から100分の125に改めるものでございます。第4項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額の規定の適用について、現行の100分の125を100分の70に改めるものでございます。

第21条の勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤 勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の107.5から100分の105に改めるもので ございます。

次ページ、21ページをお願いいたします。第2号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額に乗じる率を現行の100分の51.25から100分の50に改めるものでございます。

恐れ入りますが、最後に12枚お戻りいただきまして、議案本文の9ページをお願いいたします。よろしゅうございますか。議案本文、9ページですね、附則でございます。施行期日は、第1項は、この条例の第1条については公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用するものでございます。ただし、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例別表の規定は、令和6年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、この条例の第2条は令和7年4月1日から施行するものでございます。

恐れ入ります、次のページでございます。給与の内払規定でございます。第 3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

なお、この人事院勧告の給与改定に伴う影響額でございますが、補正予算 (第5号)において、全会計を通じ、約2,758万1,000円でございます。

なお、参考資料には11月15日の全員協議会で御説明しました松田町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の資料を添付しておりますので、後ほど御 高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。 討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。